

日本英学史学会中国・四国支部 会則

第 1 条 本会は日本英学史学会中国・四国支部（以下、本支部という）と称する。

第 2 条 本支部は日本の英学史に関する研究を行うことを目的とする。

第 3 条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 総 会
- 2 研究例会
- 3 その他必要と認められる事業

第 4 条 本支部は次の者をもって組織する。

- 1 日本英学史学会に所属する会員のうち本支部への入会を希望する者
- 2 その他本支部の趣旨に賛成し入会を希望する者

第 5 条 本支部に次の役職を置く。

- 1 支 部 長 1 名
 - 2 副支部長 若干名
 - 3 理 事 若干名
2. それぞれの役職の職務を次のとおり定める。
- 1 支部長は本支部の会務・活動を統括し、支部を代表する。
 - 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事ある時は内 1 名が支部長の職務を代行する。
 - 3 理事は事務局長、会計担当、広報担当、編集担当等の職務を兼ねて、本支部の円滑な運営活動を支える。

第 6 条 支部長、副支部長、理事により役員会を構成する。

2. 役員会は第 3 条に定める事業目的を達成するために、会の運営その他の重要事項を審議する。

第 7 条 第 5 条に定める役職の選任は、現支部長の任期満了前の役員会において次期候補者を選出し、その内諾を得たうえで総会に報告し、その承認を経て行われる。

2. 支部長は理事の互選によりその内から選出するものとし、副支部長は支部長が理事の内から委嘱するものとする。

第 8 条 本支部に事務局を置き、理事 1 名が事務局長を兼ねる。

2. 事務局長は学会事務に関わる業務を統括する。
3. 事務局に学会事務の円滑な遂行のために幹事若干名を置く。
4. 幹事の選任に当たり、事務局長はこれを支部長に推薦し、支部長はこれを委嘱する。

第 9 条 本支部に編集委員会を置き、理事 1 名が編集委員長を兼ねる。

2. 編集委員会は別に定める本支部編集委員会規程により、本支部紀要『英學史論叢』の編集に当たる。

- 第 10 条 各役職及び幹事の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 11 条 本支部に会計監査 2 名を置く。
2. 会計監査の選任に当たっては、支部長がこれを指名し、総会においてその承認を得る。
 3. 会計監査の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 12 条 本支部に顧問を置くことができる。
2. 顧問の推戴に当たっては、役員会がこれを推薦し、支部長が委嘱する。
- 第 13 条 総会は毎年 1 回、支部長がこれを招集する。
2. 総会を以て本支部の最高議決機関とする。
- 第 14 条 本支部の経費は第 4 条に定める者の会費および寄附金その他の収入による。
- 第 15 条 会費は 1 人年額 3,000 円とする。但し学生は 2,000 円とする。
2. 会費を 2 年間未納の場合は、会員資格を失う。
 3. 顧問の会費についてはこれを徴収しない。
- 第 16 条 本支部の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 17 条 本支部の会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意があればこれを変更することができる。

[附 則] 本会則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。これに伴い昭和 52 年 11 月 10 日より施行の「日本英学史学会広島支部」会則は廃止する。

平成 19 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 28 年 5 月 28 日 一部改訂

平成 29 年 5 月 27 日 本会則を改正し、これを同年 4 月 1 日より施行する。

日本英学史学会中国・四国支部 総会規程

1. 日本英学史学会中国・四国支部（以下、本支部という）の総会は、支部長の招集により、毎年度1回これを開催する。緊急議題が上程された場合には、臨時にこれを開催することがある。
2. 本支部会則の規定により、総会を以て本支部の最高議決機関とする。
3. 総会の議題は、審議事項、ならびに報告事項とし、審議事項は、前年度活動報告、当年度活動予定、会計決算報告の承認、及びその他を、報告事項は、前年度活動報告、当年度活動予定、会計決算報告、会計監査報告、及びその他をそれぞれ取り上げる。なお、その他の審議事項、報告事項の内容は時宜による。
4. 総会の議事進行のために議長を置く。議長は、当日の参加者のうちから役員会構成員を除く本支部会員中より1名を選任し、支部長がこれを委嘱する。
5. 審議事項については、拍手多数を以て承認されたものとする。

[附 則] 本規程は、2020年5月30日に制定し、同日より施行する。

日本英学史学会中国・四国支部 研究例会規程

1. 日本英学史学会中国・四国支部（以下、本支部という）の研究例会は、毎年度2回開催するものとし、その第1回は5月の第4土曜日、第2回は12月の第2土曜日に開催することを基本とする。
2. 年度第1回の研究例会は、広島市、もしくはその近辺に、第2回研究例会は、これ以外の中国・四国地方の適宜の場所に会場を設けることとする。
3. 研究例会において研究発表を行うことができるのは、本支部会員であって、その前年度までの会費を完納し、且つ、発表時までには当該年度の会費を納入している者とする。ほかに、日本英学史学会本部会員で本支部会員でない者の研究発表については、その前年度までの本部会費を完納し、且つ、本支部における発表時までには当該年度の本部会費を納入している場合に、発表申し込み状況を勘案してこれを認めることがある。なお、日本英学史学会の他支部会員で、支部のみに所属する者については、本支部への入会手続きを行い、発表時までには当該年度の会費を納入している場合に本支部会員として研究発表の資格を与えられる。
4. 研究発表の内容は、日本英学史の研究に資するもので、いかなる形であれ未発表であることが求められる。
5. 各回の研究例会においては、研究発表件数は2件とすることを基本とする。これを3件まで認めることがある。これ以上の発表希望がある場合には、会場を複数室とすることができる。また、特別講演、シンポジウム等の特別企画を組む場合には、研究発表件数に制限が加えられる。
6. 研究発表時間は、2件の発表の場合、それぞれ、質疑応答20分を含んで70分とする。発表件数が3件となった場合、及び特別企画が組まれた場合の発表時間は、その都度、適宜調整する。
7. 研究発表の希望者は、各回の研究例会開催の3ヶ月前の同日から2か月前の同日までの間に、本支部事務局に発表申し込みを行う。その際には、(1)発表者の氏名・所属、(2)発表題目、(3)発表概要(100～200字程度)、(4)使用予定機器の有無と種類を添えることが求められる。
8. 研究発表に係る資料については、発表者において30部を用意するものとする。
9. 研究例会において研究発表を行った場合には、これを本支部研究紀要『英学史論叢』、もしくは本部紀要『英学史研究』に投稿することを原則とする。本部会員で本支部会員でない者が研究発表を行った場合は、これを本支部の『英学史論叢』に投稿する権利が与えられる。
10. その他必要な事項は、理事会において決定する。

[附 則] 本規程は、2020年5月30日に制定し、同日より施行する。

日本英学史学会中国・四国支部 編集委員会規程

- 第1条 日本英学史学会中国・四国支部（以下、本支部という）に会則第9条の規定に基づいて編集委員会（以下、委員会という）を置く。
- 第2条 委員会は本支部理事によって構成され、委員長はその互選により選任される。
- 第3条 委員会に幹事1名を置く。幹事は委員長が指名し、支部長がこれを委嘱するものとする。
- 第4条 委員会は年に1回発行する本支部紀要『英學史論叢』の編集に係る業務を行う。
- 第5条 委員会は本支部支部長・副支部長・理事によって構成される審査委員に対して『英學史論叢』に投稿された論文の査読を依頼する。
2. 投稿論文の分野・内容によっては審査委員以外の本支部会員、若しくは日本英学史学会本部及び同学会他支部会員に査読を依頼することがある。
 3. 前項の本部及び他支部会員に査読を依頼する場合には支部会計より相応の謝礼を支払うものとする。

[附 則] 本規程は平成29年5月27日にこれを定め、同年4月1日より施行する。